

お知らせ



申告手続きにはマイナンバーの記載



本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。



令和7年分 所得の申告日程

申告は、住民税、国民健康保険税の算定基礎や各種福祉制度などの判断資料となる大切なものです。あらかじめ資料などを準備して、適正申告をお願いします。

引田地区・白鳥地区				※ご注意 ご了承いただきますようお願いいたします。 ご了承いただきますようお願いいたします。 ご了承いただきますようお願いいたします。 ご了承いただきますようお願いいたします。 ご了承いただきますようお願いいたします。 ご了承いただきますようお願いいたします。 ご了承いただきますようお願いいたします。 ご了承いただきますようお願いいたします。 ご了承いただきますようお願いいたします。 ご了承いただきますようお願いいたします。 ご了承いただきますようお願いいたします。 ご了承いただきますようお願いいたします。 ご了承いただきますようお願いいたします。 ご了承いただきますようお願いいたします。 ご了承いただきますようお願いいたします。 ご了承いただきますようお願いいたします。
月 日	受付時間	地 区	会 場	
2月16日 (月)	8:45~11:45 13:00~16:00	大檣・日下・鈴竹・東大檣 長野・払川	セミナーハウス	
2月17日 (火)	8:45~11:45 13:00~16:00	坂元 駿山・馬宿(1区・2区)		
2月18日 (水)	8:45~11:45 13:00~16:00	馬宿(3区・4区)・南野 黒羽(庄原・中村)		
2月19日 (木)	8:45~11:45 13:00~16:00	黒羽(原・定国)・川股 吉田		
2月20日 (金)	8:45~11:45 13:00~16:00	小海下 小海上		
2月24日 (火)	8:45~11:45 13:00~16:00	大栄・木場・大明神・寺町 1~7丁目・亀山・古作・中道		
2月25日 (水)	8:45~11:45 13:00~16:00	大道・駅前・川向・坂の下 塩屋・辻田・中ノ丁・松魚・中央		
2月26日 (木)	8:45~11:45 13:00~16:00	引田地区の方で指定日に来られなかった方 松原(引田)・大安戸・原		
2月27日 (金)	8:45~11:45 13:00~16:00	東山 西山		
3月2日 (月)	8:45~11:45 13:00~16:00	与田山 入野山		
3月3日 (火)	8:45~11:45 13:00~16:00	笠屋・中村・成重・樋端 原・北原・中戸・谷・寺元・切抜		
3月4日 (水)	8:45~11:45 13:00~16:00	西下・東下・田高田・湊上 道上・道下・西所・清水		
3月5日 (木)	8:45~11:45 13:00~16:00	川西・須賀・湊下 寺町・森芝		
3月6日 (金)	8:45~11:45 13:00~16:00	中央通東・中央通 前場・町		
3月9日 (月)	8:45~11:45 13:00~16:00	松東・松西 新川・小松原		
3月10日 (火)	8:45~11:45 13:00~16:00	帰来 伊座		
3月11日 (水)	8:45~11:45 13:00~16:00	引田・白鳥地区の方で 指定日に来られなかった方		
3月12日 (木)	8:45~11:45 13:00~16:00	引田・白鳥地区の方で 指定日に来られなかった方		
3月13日 (金)	8:45~11:45 13:00~16:00	引田・白鳥地区の方で 指定日に来られなかった方		
3月16日 (月)	8:45~11:45 13:00~16:00	引田・白鳥地区の方で 指定日に来られなかった方		

大 内 地 区				※ご注意 ご了承いただきますようお願いいたします。 ※ご注意 ご了承いただきますようお願いいたします。 ※ご注意 ご了承いただきますようお願いいたします。 ※ご注意 ご了承いただきますようお願いいたします。 ※ご注意 ご了承いただきますようお願いいたします。 ※ご注意 ご了承いただきますようお願いいたします。 ※ご注意 ご了承いただきますようお願いいたします。 ※ご注意 ご了承いただきますようお願いいたします。 ※ご注意 ご了承いただきますようお願いいたします。 ※ご注意 ご了承いただきますようお願いいたします。 ※ご注意 ご了承いただきますようお願いいたします。 ※ご注意 ご了承いただきますようお願いいたします。 ※ご注意 ご了承いただきますようお願いいたします。
月 日	受付時間	地 区	会 場	
2月16日 (月)	8:45~11:45 13:00~16:00	馬篠・北山 小砂・土居	丹生コミュニティセンター	
2月17日 (火)	8:45~11:45 13:00~16:00	大谷 町田		
2月18日 (水)	8:45~11:45 13:00~16:00	松崎 喜定・落合		
2月19日 (木)	8:45~11:45 13:00~16:00	中山・三殿 小磯・番屋		
2月20日 (金)	8:45~11:45 13:00~16:00	国安・笠松・池尻 宮内・社原・原・大社		
2月24日 (火)	8:45~11:45 13:00~16:00	向ヶ原・西内・様松 風呂・中村・楠谷・川田・水主北山		
2月25日 (水)	8:45~11:45 13:00~16:00	下屋敷・高原・近政・別所 原間・小僧・仲戸		
2月26日 (木)	8:45~11:45 13:00~16:00	中筋		
2月27日 (金)	8:45~11:45 13:00~16:00	杖の端・住屋 十尺・与田市		
3月2日 (月)	8:45~11:45 13:00~16:00	西村上 西村中・西村下		
3月3日 (火)	8:45~11:45 13:00~16:00	横内		
3月4日 (水)	8:45~11:45 13:00~16:00	※3月3日は午前のみの受付となります。		
3月5日 (木)	8:45~11:45 13:00~16:00			
3月6日 (金)	8:45~11:45 13:00~16:00			
3月9日 (月)	8:45~11:45 13:00~16:00			
3月10日 (火)	8:45~11:45 13:00~16:00			
3月11日 (水)	8:45~11:45 13:00~16:00			
3月12日 (木)	8:45~11:45 13:00~16:00			
3月13日 (金)	8:45~11:45 13:00~16:00			
3月16日 (月)	8:45~11:45 13:00~16:00			

- 申告日、地区名、会場をよくご確認してお越しください。
- 対象地区の指定日以外に申告する人は、「指定日に来られなかった方」の日程にお越しください。
- 引田公民館は会場が1階第1講義室(管理人室横)となります。

※ご注意
ご了承いただきますようお願いいたします。
※ご注意
ご了承いただきますようお願いいたします。

ひとの駅さんぽんまつ

所得税の確定申告



還付申告をするときは、すべての収入について申告が必要です。

○所得税の確定申告が必要な人
(市から個別に申告の案内はしません。)



給与収入がある人

マイナンバーカードをお持ちの人は自宅からスマホなどで申告できます。



e-Tax (国税電子申告・納税システム) Webページ <https://www.e-tax.nta.go.jp/>

※e-Taxの操作方法については市では対応できませんので、
e-Tax・作成ヘルプデスク (TEL 0570-01-5901)にお問い合わせください。

次の計算において残額があり、①から③のいずれかに該当する人

各種の所得の合計額から所得控除を差し引いて、課税される所得金額を求めます。

⇒ 課税される所得金額に所得税の税率を乗じて、所得税額を求めます。

⇒ 所得税額から、配当控除額と年末調整の際に控除を受けた(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を差し引きます。

①給与の支払いを1か所から受けていて、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く。)の合計額が20万円を超える人

(例) 給与の支払いを1か所から受けていて、公的年金等の収入金額が80万円を超える場合

※65歳以上の人(昭和36年1月1日以前に生まれた人)は公的年金等の収入金額が130万円を超える場合

[各種所得の例] 満期保険収入、不動産賃貸料収入、不動産の売却収入などの収入金額から必要経費などを引いたあとの金額が、所得金額です。

②給与の支払いを2か所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く。)との合計額が20万円を超える人

③給与の収入金額が2,000万円を超える人など

・詳細は国税庁Webページ<https://www.nta.go.jp/>で確認してください。



年金生活者

公的年金等の所得金額から所得控除を引くと、残額がある人

※公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金等以外の所得の金額が20万円以下の人は申告不要です。



その他の人

事業所得や不動産所得などがあり、次の計算において残額がある人

各種の所得の合計額から所得控除を差し引いて、課税される所得金額を求めます。

⇒ 課税される所得金額に所得税の税率を乗じて、所得税額を求めます。

⇒ 所得税額から、配当控除額を差し引きます。

※所得税の確定申告が不要な人でも、住民税の申告が必要な場合があります。

○医療費控除の概要(支払った医療費全てが控除されるものではありません。)

種類	控除金額の計算	控除限度額
医療費控除	$\left(\text{令和7年中に支払った保険金等で補填される金額} - \text{医療費の総額} \right) - \text{※10万円} \quad \begin{array}{l} \text{※総所得金額等が200万円までの} \\ \text{人は所得の合計額の5\%} \end{array}$	最高200万円
セルフメディケーション税制	$\left(\text{令和7年中に支払った保険金等で補填される金額} - \text{スイッチOTC医薬品の総額} \right) - 1万2千円$	最高8万8千円

※医療費控除とセルフメディケーション税制はいずれか一方のみ適用できます。

※漢方薬やビタミン剤、サプリメントなどの購入費用を医療費控除に含む場合は、医薬品であることに加え、治療又は療養に必要なものであったことを確認した上で、それらを証明する書類が必要です。

市の申告会場では受け付けできない申告

- ①令和8年1月1日時点で東かがわ市に住民票が無い人の申告
- ②修正申告、更正の請求
- ③準確定申告(納税者が死亡したときの確定申告)
- ④青色申告
- ⑤雑損控除(災害や盗難などで資産に損害を受けたとき)の申告
- ⑥先物取引の申告
- ⑦入居初年度の住宅借入金等特別控除の申告
- ⑧住宅耐震改修特別控除などの申告
- ⑨特定口座年間取引報告書を基にした株式譲渡、配当所得の申告
- ⑩その他(申告内容によっては受け付けできない場合があります。例:マイナポータルを利用した申告など)

住民税の申告

マイナンバーカードをお持ちの人は自宅からスマホなどで申告できます。



○住民税の申告が必要な人（※所得税の確定申告書を提出した人は不要です。確定申告を行うことで令和7年中の所得税及び復興特別所得税と令和8年度の住民税が決まります。）

令和8年1月1日時点で、本市に居住していましたか？

いいえ

本市への申告は不要です。

1月1日時点での居住地へお問合せください。

はい

①全ての収入（営業、農業などの事業収入、手袋縫製などの内職収入や個人年金の受給者で、雑所得が発生する場合など）について、確定申告を行う予定がある。
②給与収入または公的年金収入のみである。

いいえ

住民税の申告が必要です。

はい

住民税の申告は不要です。

※各種控除の適用を受ける場合は、申告が必要です。

●収入がなくても申告をした方がよい人

- ①国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険加入世帯
- ②所得課税証明書などが必要となる人

※未申告の場合は、必要に応じて市役所から収入の有無の確認書（所得申告書）が郵送される場合があります。

市の申告会場で申告する際に必要なもの

1. マイナンバーカードなどの番号確認書類及び本人確認書類

（代理の人が申告する場合は、申告者の番号確認書類及び本人確認書類の写し）

2. 所得金額などが分かるもの

●給与・年金収入がある人

- ・令和7年分の源泉徴収票

●営業収入・不動産収入がある人

- ・令和7年中に得た収益と経費の金額が分かる資料（収支内訳書など）

●農業収入がある人

（ア）耕作面積（作物別）、米・麦類などの収穫数量（俵単位）及び品種

（イ）収入金額にかかる書類

- ・農作物の販売金額などのわかるもの（JAわが家の農業家計簿、販売伝票など）

- ・作業受託収益、補助金、共済金などの分かるもの

- ・自家消費分（贈答品を含む）及び事業用に消費した数量がわかるもの

- ・その他農業経営上の収益がわかるもの

（ウ）必要経費にかかる書類

- ・令和7年中に購入した農機具関係の領収書（JAわが家の農業家計簿、購入先の領収書など）

- ・農作業委託や耕地などの賃貸借の相手先及び賃借料の領収書など（支払い額が確認できるもの）

- ・農機具、農業用車両、農業用建物などの修理費の領収書

- ・種苗、肥料、農業用部分の光熱水費などの領収書

- ・その他農業経営上の経費がわかるもの ※必ず項目毎に集計の上、ご持参ください。

●雑収入がある人

- ・個人年金の支払証明書など

●譲渡収入（土地・建物などを譲渡した場合）がある人

- ・売買契約書、取得費用及び譲渡費用の領収書などの関係書類、収用等の特別控除に該当する場合は収用証明書など

3. 所得控除等にかかる証明書など

- 保険料控除
 - ・社会保険料、国民年金、生命保険料、地震保険料及び旧長期損害保険料などの控除証明書
 - 医療費控除
 - ・医療費控除の明細書 (医療を受けた人ごとに、病院・薬局などの支払先別に支払った医療費の額などを記載したもの)
 - ・医療費通知 ※添付することにより、医療費控除の明細書の記載を簡略化することができます。
 - ・医療費の領収書及び医療費を補てんする保険金などの資料
- ※医療費控除の明細書をあらかじめ作成し、領収書などとともにご持参ください。
- 障害者控除
 - ・障害者手帳、障害者控除対象者認定書など
 - 住宅借入金等特別控除（2年目以降の控除）
 - ・住宅取得資金に係る借入金等の年末残高証明書、税務署から送付されている住宅借入金等特別控除申告書

申告の際の留意点

- 事業（営業・農業）所得にかかる収入・経費などは、項目毎に事前に集計してください。
- 国、県、市から事業支援などの目的で補助金などを受けた個人事業主（内職者を含む）の人は、補助金などを収入として申告する必要があります。
 - ・例：事業支援対策奨励金など（事業収入で申告）
 - ・例：イノシシ等被害防止対策奨励金など（雑収入などで申告）
- 税務署から確定申告のお知らせが届いた人はそのハガキをご持参ください。

令和7年度税制改正（主な改正内容）

改正内容	所得税 (令和7年分から適用)	住民税 (令和8年度から適用)
①給与所得控除の見直し	<最低保障額> 改正前：55万円 → 改正後：65万円	所得税と同様
②基礎控除の見直し	<合計所得金額132万円以下の場合> 改正前：48万円 → 改正後：95万円 <合計所得金額132万円超の場合> ※合計所得金額に応じ控除額が遞減	改正なし
③特定親族特別控除の創設	居住者が特定親族※1を有する場合には、その居住者の総所得金額等から、その特定親族1人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて控除	所得税と同様 ※控除額は所得税と異なる。
④扶養親族等に係る所得要件の改正	<扶養親族等の合計所得金額> 改正前：48万円以下 → 改正後：58万円以下	所得税と同様

※1 特定親族とは、居住者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払いを受ける人及び白色事業専従者を除く。）で合計所得金額が58万円超123万円以下の人をいいます。

★その他の所得税に関する税制改正の内容や詳細は国税庁Webページでご確認ください。



住民税が課税されない人（非課税）

所得税が課税されていなくても、住民税は課税される場合があります。

住民税が課税されない人は、①または②に該当する人です。（東かがわ市の場合）

- ①1月1日現在、障害者、未成年者、寡婦、ひとり親で、前年中の合計所得金額が135万円以下の場合
- ②前年の合計所得金額が、次の金額以下の場合

- ・同一生計配偶者または扶養親族がいない場合 38万円

- ・同一生計配偶者または扶養親族がいる場合 28万円×（同一生計配偶者・扶養親族数+1）+26万8千円

※同一生計配偶者とは、納税義務者と生計を一にする配偶者のうち、前年の合計所得金額が58万円以下である人をいいます。